

## 韓国の文化財行政と「近代」 ——「登録文化財制度」の新設を中心に

金 賢貞

### はじめに——問題の所在

1950年に制定・施行された日本の「文化財保護法」（法律第214号）は、「歴史上」「学術上」「芸術上」「観賞上」価値の高い、或いは日本人の「生活」「生活の推移」「生業」を理解する上で欠かせない文化的所産に「文化財」（cultural property）という価値を与え（第2条）、その「保存」と「活用」を通じて「国民の文化的向上」と「世界文化の進歩」を図るための法律である（第1条）。一定の基準から特定の文化的所産の価値を評価し、文化的コンテキストからそれを切り取って保護する当該制度は、19世紀後半の近代期に「文明国としての体裁」を取り繕うとともに、「国民の（文化的）統合」を進めた明治政府のナショナルな政策に端を発する〔荒井 2012: 15・16、括弧は筆者、以下同〕。

韓国では1962年に同名の「文化財保護法」（法律第961号）が制定された。同法は日本植民地期（1910～45年）の文化財保護法制だけでなく、戦後日本の文化財保護法からも多く影響を受けている。

近代以前の建築物や古器などを「記念物」（monuments）として保護することは、日本のみならず、イギリスを含む19世紀ヨーロッパで広く見られた近代的実践である〔Huysen 2003: 40・41; Waterton 2010: 81～83〕。そのため、保護の対象となる文化的所産は前近代の考古学的なものに集中し、これが「文化財」「文化遺産」（cultural heritage）の捉え方を久しく規定してき

た<sup>1)</sup>。グローバル・レベルで文化的所産の保護を推し進めるユネスコで採択された「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」、世界遺産条約における文化財・文化遺産の概念規定はまさにその典型例といえよう。特に「人間の創造的才能を表す傑作」や「物証として無二の存在（少なくとも稀有な存在）」といった基準<sup>2)</sup>を満たすと評価されたものを「世界遺産リスト」に登録させる国際的枠組みとしての世界遺産条約は、近代以前の古風とされる文化的所産を人類の文化遺産として権威づけてきた（傍点は筆者、以下同）。

しかし、世界遺産リストの代表性（representativity）の問題、つまり、世界遺産がヨーロッパ地域や建築物などの有形のもの、近代以前の時代に偏った結果生じた「世界遺産リストに登録された文化遺産の深刻な不均衡」<sup>3)</sup>の問題が1994年6月にユネスコの世界遺産センターと「国際記念物遺跡会議」（International Council on Monuments and Sites）が共催した専門家会議で指摘された。その後、ユネスコ世界遺産委員会は同年12月に「世界遺産リストにおける代表性・均衡性・信頼性の確保のためのグローバル戦略」（Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List）を採択し、特に不均衡の是正に乗り出した。その中で「文化的景観」（cultural landscapes）や「産業化遺産」（industrial heritage）などを世界遺産リストの登録対象にするための理論的研究が進み<sup>4)</sup>、2001年にはユネスコの世界遺産センター、国際記念物遺跡会議と「モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存」（Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement、通称「DOCOMOMO」）のための国際非営利団体（以下「ドコモモ」）が「近代期の建築遺産の識別・記録・振興のための共同プログラム」（joint programme for the identification, documentation and promotion of the built heritage of the modern era）を始めるに至る〔Bandarin 2003: 4〕。その結果、例えば、2004年にスウェーデンの「ヴァールベリの無線局」（Varberg Radio Station）やイ

ギリスの「海商都市リヴァプール」(Liverpool: Maritime Mercantile City)が世界遺産リストに登録されるなど、グローバル・レベルで19・20世紀近代の文化的所産が保護すべき文化遺産として捉えられるようになった。

世界遺産リストには、近代日本の文化遺産も登録されている。例えば、「富岡製糸場と絹産業遺産群」(Tomioka Silk Mill and Related Sites、2014年登録)や「明治日本の産業革命遺産：製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution: Iron and Steel, Shipbuilding and Coal Mining、2015年登録、以下「明治日本の産業遺産」)<sup>5)</sup>などがある<sup>6)</sup>。注目したいのは、このような世界遺産が示す「近代」をめぐる解釈や評価において日本と韓国との間に大きな隔たりが存在するという点である。2015年に世界遺産リストに登録された明治日本の産業遺産の場合、日本では「19世紀後半から20世紀初頭の日本において、西洋から非西洋への産業化の移転」が行われ、「非西洋国家で初めて産業国家化に成功した世界史上特筆すべき業績を証明」する誇らしいものとして評価される<sup>7)</sup>。しかし、このような評価に対して韓国政府やメディアは異議を唱えてきた。

2013年9月17日内閣官房長官の記者会見で「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」を世界遺産リストの登録候補に推薦することが決まったと伝えられると、韓国の外交部<sup>8)</sup>は韓国の主要日刊紙である『東亜日報』の取材に対し「(登録候補の中に含まれる長崎造船所は)強制徴用された我が国民の痛みが蟠る場所であるため、普遍的な価値が求められる世界文化遺産としては不適切である」<sup>9)</sup>とコメントした。さらに、登録が近づくと、ドイツを訪問した韓国の外交部長官は当該遺産の世界文化遺産としての不適切性をドイツの外務大臣に説明するなど、登録反対の立場を明確にした<sup>10)</sup>。さらに、韓国のメディアの批判も相次いだ。要は、日本政府は「朝鮮人の痛み」<sup>11)</sup>から目を逸らし、「過酷な労働と飢えの地」であった場所を近代化の進んだ所として宣伝しているという批判<sup>12)</sup>である。このような一連の批判的な報道の中で「我々(韓国人)の痛い歴史がなぜ日本の宝物になったのか」<sup>13)</sup>という自省的な問いかけが行われたことは注目に値する。

1876年、「日朝修好条規」の締結による開港から大日本帝国による植民地統治が終わるまでの期間は、朝鮮半島に新しい知識・学問・技術・制度などが次々と導入され、資本主義化・産業化が進んだまさに近代化の時代であった。しかし、近代化の多くが統治国である日本によってなされたために、韓国における「近代」には相反する二重の意味が与えられてきた。ひとつは、技術・知的領域などにおける「進歩」という意味であり、もうひとつは、内発的近代化に失敗したことから生じる、とりわけ心情的な「抵抗」の意味である<sup>14)</sup>。韓国の民族主義(nationalism)が深く根を下ろしている近代に対する抵抗の感情は、1945年独立後の韓国における諸制度の運用や意味づけに少なからぬ影響を及ぼしてきた。

本稿は韓国の文化財行政に着目し、近代の文化的所産が、いかにして「民族の生活の叡智と息吹の宿る宝」(ルビは筆者、以下同)、「民族文化の精髓」「基盤」である「誇らしい」文化財の一部として取り込まれるようになったのかを明らかにすることに目的がある<sup>15)</sup>。抵抗の対象であったはずの近代、特に植民地時代の文化的所産に「文化財」としての価値を与え、それを国家が保護するシステムとしての「登録文化財制度」の登場に注目する本研究は、当該文化財制度に関する先行研究が皆無に近い中、韓国の文化財行政における大きな転換とその含意を明確にするとともに、現代韓国における近代観の現状を推察することにもつながろう。

## 1. 韓国の文化財保護制度 ——植民地遺制から民族文化の見張り番へ

文化財を対象とする研究は、従来の考古学・建築学・芸術学などで主流だった文化財の起源や由来、オリジナリティの解明・解説よりも、誰が何のために保護すべき「文化財」を創り出したのか、その文化財に真正性(authenticity)や正統性(legitimacy)を付与するシステムはいかにして創り出されたのか、といった構築性や政治性にもっと重きを置く必要がある

[Tunbridge & Ashworth 1996: 5]。以下では、韓国の文化財保護制度を文化財保護法と関連行政の変遷と特徴を中心に検討してみたい。

韓国における現在の文化財行政の基礎をなす法制は、日本植民地期の1916年に制定された「古蹟及遺物保存規則」（朝鮮総督府令第52号）である [충북대학교 법학연구소 2002: 52; 大橋 2004: 179]。古墳・都城・宮殿・寺刹などを「古蹟」、塔・碑・鐘などを「遺物」に規定した上で、その保存方法を明記した同規則は、1933年制定の「朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令」（朝鮮総督府制令第6号）によって風致景観の優秀な土地や名所的な土地、動植物などに保存の対象が広がり、独立後新たに制定される「文化財保護法」の土台となった<sup>16)</sup>。

1948年「大韓民国憲法」（以下「憲法」）の制定後も、当時まで法的効力の認められた旧法令は引き続き効力を保持したが、1961年「旧法令の整理に関する特別措置法」の施行によって同年12月30日までに旧法令の整理を行うことが定められた。さらに、期限までに整理できなかった旧法令については、1962年1月20日を期して全て廃止されたものと見なすことが決められた。このような厳しい時間的制約は、結果として韓国独自の法律であるはずの文化財保護法を、既に1950年から施行されていた日本の文化財保護法を大いに参照する形で作成することを招いた [충북대학교 법학연구소 2002: 80]。

1962年1月10日に制定された「文化財保護法」は、その「目的」を「文化財を保存し、これを活用することで国民の文化的向上を図ると共に、人類文化の発展に寄与」（第1条）することと定めた<sup>17)</sup>。また、「文化財」というキー概念に対する一般的な定義は示されず、「建造物、典籍、古文書、絵画、彫刻、工芸品、その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものとこれに準じる考古資料」を「有形文化財」、「演劇、音楽、舞踊、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」を「無形文化財」、「貝塚、古墳、城址、宮址、窯址、遺物包含層、その他の史蹟地と景勝地、動物、植物、鉱物として

我が国にとって歴史上、芸術上、学術上又は観賞上価値の高いものを「記念物」、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習とこれに使用される衣服、器具、家屋、その他の物件として国民生活の推移を理解する上で不可欠なもの」を「民俗資料」と称し、文化財の4つの種類（第2条）が明示された。さらに、当時の文教部の下に文教部長官の諮問機関として設置された「文化財委員会」（第3条）が、「有形文化財」「無形文化財」「記念物」「民俗資料」を「歴史」「芸術」「学術」「鑑賞」の面で「調査審議」（第3条）し、そのうち「重要なもの」を重要文化財に「指定」（第3章第1節）することが定められた。要するに、制定当時の文化財保護法は、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「記念物」「民俗資料」に分類した上で、歴史・芸術・学術・鑑賞の基準から「重要」であると文化財委員会によって評価されたものを重要文化財に指定するという制度的措置を講ずることで、その「保存」と「活用」を図った。

制定されてから50年以上経過した韓国の文化財保護法は、3回にわたる全部改正を含めて合計55回の改正を行っている（2018年6月1日現在）。韓国より10年以上も先に制定・施行された日本の文化財保護法が39回改正<sup>18)</sup>していることに比べると、かなり早いペースで修正が加えられてきたといえよう。以下では、韓国の文化財保護法の改正内容（表1）から注目すべき特徴を4つ挙げてみたい。

第一に、指定文化財の「ヒエラルキー」が生まれた。制定当時の文化財保護法における文化財はナショナル・レベルで指定するもののみであり、指定を受けた文化財は「国宝・宝物」「重要無形文化財」「史蹟・名勝・天然記念物」「重要民俗資料」に分類された。しかし、1970年改正（法律第2233号）によって「ソウル特別市・釜山市長又は道知事<sup>19)</sup>はその管轄区域内にある文化財で、本法によって指定された文化財以外の文化財のうち郷土文化の保存上必要と認められるもの」を「地方文化財」に「指定」できるようになった（第54条の2）。この地方文化財の新設は、1982年の全部改正時に法律の構成に反映され、第2章「国家指定文化財」に対して第5章「市・道指定文

表1 韓国の「文化財保護法」の変遷

年度	構成	内容	備考
1962		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」制定 (1962.1.10、法律第 961 号)</li> <li>・「文化財保護法施行令」制定 (1962.6.26、閣令第 846 号)</li> <li>・「文化財」を「有形文化財」「無形文化財」「記念物」「民俗資料」に分類 (第 2 条)</li> </ul>	
1964		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法施行規則」制定 (1964.2.15、文教部令第 135 号)</li> </ul>	
1965			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICOMOS「記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章」採択</li> </ul>
1970	第 1 章 総則 第 2 章 文化財委員会 第 3 章 指定文化財 第 4 章 埋蔵文化財 第 5 章 国有文化財に対する特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定文化財以外の文化財」の登録制度の新設 (第 3 章の 2)</li> <li>・「地方文化財」指定の新設 (第 5 章の 2)</li> <li>・重要無形文化財の「保有者」「認定」の新設 (第 4 条 2-2、第 8 条第 2・3 項)</li> </ul>	
1972	第 6 章 補則 第 7 章 罰則		<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNESCO「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」採択</li> </ul>
1976			<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNESCO「歴史的地区の保全及び現代的役割に関する勧告」採択</li> </ul>
1980			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大韓民国憲法」の全部改正により、第 8 条 (「国家は伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達に努めなければならない。') を新設</li> </ul>
1981			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立韓国の家」「国立民俗劇場」オープン</li> </ul>
1982		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」全部改正</li> <li>・「指定文化財」を「国家指定文化財」「市・道指定文化財」「民俗資料」に分類 (第 2 条第 2 項)</li> <li>・重要無形文化財の「伝授教育」制度の新設 (第 24 条第 2～5 項)・重要無形文化財の「保有団体」認定の新設 (第 5 条第 2 項)</li> </ul>	
1984	第 1 章 総則 第 2 章 国家指定文化財 第 3 章 埋蔵文化財 第 4 章 国有文化財に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定文化財以外の文化財」の登録制度を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「伝統建造物保存法」制定 (1984.12.31、法律第 3777 号)</li> </ul>
1987	第 5 章 市・道指定文化財 第 6 章 補則 第 7 章 罰則		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICOMOS「歴史的都市街区保存憲章 (ワシントン憲章)」採択</li> </ul>
1988			<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNESCO「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の韓国内発効・文化財管理局「文化財管理年報」刊行開始</li> </ul>
1997			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「97 文化遺産の年」</li> <li>・「文化遺産憲章」の制定</li> </ul>
1999		<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法の「目的」(第 1 条)の改正</li> <li>・「文化財」に対する一般的規定 (第 2 条) の明記・「文化財保護の基本原則」(第 2 条の 2) の新設</li> <li>・「文化財の保存・管理及び活用計画の樹立」(第 13 条の 2) の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財管理局」の「文化財庁」への昇格</li> <li>・「伝統建造物保存法」廃止</li> </ul>

2001		・「登録文化財」制度（第2章の2）の新設 ・「名誉保有者」制度（第5条第4項）の新設	
2002	第1章 総則 第2章 国家指定文化財	・「韓国文化財保護財団」設置に関する条項（第77条の2）の新設 ・「世界遺産の登録及び保護」（第78条の2）の新設	
2003	第2章の2 登録文化財 第3章 埋蔵文化財 第4章 国有文化財に関する特例		・「韓国文化の家」開館 ・UNESCO「無形文化遺産の保護に関する条約」採択
2004	第5章 市・道指定文化財		・「古都保存に関する特別法」制定（2004.3.5、法律第7178号）
2005	第6章 補則 第7章 罰則		・UNESCO「無形文化遺産の保護に関する条約」の韓国国内発効
2006			・「文化遺産と自然環境遺産に関する国民信託法」制定（2006.3.24、法律第7912号）
2007	第1章 総則 第2章 国家指定文化財 第3章 登録文化財 第4章 埋蔵文化財 第5章 国有文化財に関する特例 第6章 市・道指定文化財 第7章 補則 第8章 罰則	・「文化財保護法」全部改正	
2010	第1章 総則 第2章 文化財保護政策の樹立及び推進 第3章 文化財保護の基盤造成 第4章 国家指定文化財 第5章 登録文化財 第6章 一般動産文化財 第7章 国有文化財に関する特例	・「文化財保護法」全部改正 ・「無形文化財」の定義（第2条）の変更・「民俗資料」を「民俗文化財」（第2条）に改称 ・「歴史文化環境」という概念の登場とその保護の規定（第2条第6項） ・「文化財基本計画の樹立」（第6条） ・「文化財保存施行計画の樹立」（第7条）の新設 ・「文化財基礎調査」（第10条）の新設 ・「国外所在文化財」（第67～69条）の新設	・「埋蔵文化財の保護及び調査に関する法律」（2010.2.4、法律第10001号）、「文化財修理等に関する法律」（2010.2.4、法律第9999号）の制定
2011	第8章 国外所在文化財 第9章 市・道指定文化財		・「古都の保存及び育成に関する特別法」（2011.7.21、法律第10881号）に名称変更
2013	第10章 文化財売買業等		・「文化基本法」の制定（2013.12.30、法律第12134号）
2015	第11章 補則 第12章 罰則		・「無形文化財の保全及び振興に関する法律」の制定（2015.3.27、法律第13248号）

化財」が設けられた<sup>20)</sup>。

第二に、保護方法の原則として「原形」保存主義が採られた。文化財保護法上「原形」概念が登場したのは、1970年に全部改正された「文化財保護法施行規則」（文化広報部令第19号、以下「施行規則」）第14条「重要無形文化財の所有者の認定基準」においてである。本条は、「指定された重要無形文化財の芸能又は技能を原形どおりに正確に体得保存し、これをそのまま実現できる者」と明記している。この「原形」概念は、当時は、演劇・音楽・舞踊などの無形文化財の所有者の認定基準としてのみ適用されたが、1984年制定の「伝統建造物保存法」の第1条（目的）に「この法は、我が国の伝統的な建造物の滅失と毀損を防ぐことで、その原形を維持し、伝承・保存」と記され、無形の文化財だけでなく、有形の文化財にも適用されていった。以後1997年に韓国の文化財保護制度の基本思想をなす「文化遺産憲章」<sup>21)</sup>が制定され、その文章の中に「文化遺産はもとの形で保存しなければならない」という大原則が明示された。その後1999年改正（法律第5719号）の際に、「文化財の保存・管理及び活用は原形の維持を基本原則とする」と明記した「第2条の2（文化財保護の基本原則）」が定められた。以後、この原形保存主義は特に改正されることなく現在に至っている（現行法律第15065号・第3条）。つまり、指定文化財は「原形」を保存するという厳しい規制に基づいているのである。ただ、これに関連して特筆したいのは、2015年制定の「無形文化財の保全及び振興に関する法律」（第13248号、以下「無形文化財法」）において「原形」に代わる新しい基準として「典型」（第2条）、つまり「数世代にわたって伝承・維持され、具現されるべき固有の技法、形式及び知識」（大統領令第27056号・第2条）が示されたことである。典型概念の登場については後述する。

第三は、「民族」の強調である。韓国の文化財保護法に「民族」が明記されたのは1999年改正（法律第5719号）からである。1999年改正は、まず、第1条（目的）を「この法は、文化財を保存することで民族文化を継承し、これを活用できるようにすることで国民の文化的向上を図ると共に、人類文

化の発展に寄与することを目的とする」に書き換え、第2条（定義）にはそれまでなかった文化財に対する一般の定義、つまり「人為的・自然的に形成された国家的・民族的・世界的遺産として歴史的・芸術的・学術的・景観的価値の大きい（もの）」という記述が書き加えられた。要するに、文化財の保存が民族文化の継承の実践として位置づけられたのである。では、文化財の保護行政に民族文化の継承という使命を与えるこのような考え方は、1999年改正以前には存在しなかったのであろうか。

ここでは文化財管理局が1988年から刊行した『管理年報』が参考になる。まず、第1号の序文に書かれた「我が民族文化遺産」「不滅する民族の永遠の生命力と共に民族史の実証物」[1988]<sup>22)</sup>という表現から、1999年改正前にも文化財行政において「民族」が強く意識されていたことが推察できる。他にも「固有の伝統文化を保存してきた5千年の歴史を有する民族文化の優秀性と独創性を全世界に誇示」「民族の主体性」[序文、1989]、「民族の種」[序文、1990]、「我が民族の文化遺産である文化財」「民族の魂と脈」「民族文化の主体性」「民族（の）歴史」[序文、1991]、「文化財管理は我が民族が存在する限り永遠に保存継承すべき行政」[序文、1992]、「我が民族の生命力を維持させてきた根源」「民族のプライド」[序文、1993]、「民族精神の結晶」[序文、1994]、「文化民族のプライド」「民族精気を正す民族の遺産」[施策方向、1995]、「我々は文化民族の後裔であり我が文化財をしっかりと保存管理」[序文、1997]、「民族文化の正統性の確立と文化遺産の保存」[序文、1998]という表現が散見されることから、実体のない民族に実体を与えるもの、とりわけ歴史的に古く優れた文化的所産としてのお墨付きをもらった「文化財」という認識が読み取れる。

文化財には「正統性」を、文化財行政には「正当性」を与える「民族」は、1999年改正以後、「（文化財は）民族のアイデンティティを映す鏡」[発刊の辞、1999; 2001]、「我が民族の共同体的なアイデンティティを確認させてくれる最高の価値を有する資産」[発刊の辞、2004]のように「アイデンティティ」[発刊の辞、2005; 2014]や「プライド」[発刊の辞、2007～2014]

という言葉と一緒に用いられ、2000年から毎年刊行されている『文化財年鑑』(以下「年鑑」)の「発刊の辞」を飾っている。

最後は、「活用」の重視である。韓国の文化財に関する業務を管掌する中央行政機関(閣令第181号第1条)として1961年に設立された文化財管理局は、「新知識・情報化の時代の21世紀に備え、政府機能を核心的な部門を中心に再編」<sup>23)</sup>するための「政府組織法」(第5982号)の改正に伴い、1999年に「文化財庁」に昇格した。昇格前後における構成組織の変化として一目瞭然なのは、それまで「課」単位であったのが「局」「課」の2段階組織に変わったことである(表2)。さらに注目したいのは、構成組織の名称に「活用」が使われるようになったことである。表2をみると、2004年の「宮陵活用課」が初めてであり、その後「文化財活用チーム」(2008)、「文化財活用局」(2009～現在)のように、文化財の活用担当部署はその規模を拡大してきた<sup>24)</sup>。

韓国の文化財保護法は、第1条にその目的を文化財の「保存」と「活用」であると明記している。しかし、文化財行政は活用よりも原形どおりに保存することのほうに重きを置いてきた[문화전략연구소 편 2006: 25]。このような「保存」中心の文化財行政の政策方向が「活用」に舵を切るのは2000年代に入ってからである。韓国の文化財行政の重点が「活用」のほうにシフトする変化を具体的に示してくれるのが、2007年に韓国の文化財庁が刊行した『文化財活用ガイドブック』である。文化財庁は2006年に、文化コンテンツ論を専門とする研究者らに「文化財の活用のための政策基盤づくりに関する研究」を依頼した上で、同年10～11月の「文化財活用政策会議」や12月の人類学者・民俗学者などへの専門家インタビューなどを経て文化財の活用に関する具体的な方針を『文化財活用ガイドブック』にまとめた[문화전략연구소 편 2006、頁数無]。

では、韓国の文化財行政は、なぜ「活用」を強く意識するようになったのであろうか。上記の『文化財活用のための政策基盤づくりに関する研究』と題した研究報告書によると、「(韓国文化の)優秀性と固有性を代表する

表2 韓国の中央文化財行政機関の構成組織の変化

1961	1969	1971	1973	1975	1978	1979	1981
庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課
文化財課	文化財課	文化財1課	文化財1課	文化財1課	文化財1課	文化財1課	文化財1課
管理課	管理課	文化財2課	文化財2課	文化財2課	文化財2課	文化財2課	文化財2課
昌慶苑事務所	昌慶苑事務所	管理課	管理課	管理課	文化財3課	文化財3課	財産管理課
昌徳宮事務所	昌徳宮事務所	昌慶苑事務所	昌慶苑事務所	昌慶苑事務所	管理課	管理課	宮園管理課
徳寿宮事務所	徳寿宮事務所	昌徳宮事務所	昌徳宮事務所	昌徳宮事務所	昌慶苑事務所	昌慶苑事務所	昌慶苑事務所
景福宮事務所	景福宮事務所	徳寿宮事務所	徳寿宮事務所	徳寿宮事務所	昌徳宮事務所	昌徳宮事務所	昌徳宮事務所
宗廟事務所	宗廟事務所	景福宮事務所	景福宮事務所	景福宮事務所	徳寿宮事務所	徳寿宮事務所	徳寿宮事務所
	蔵書閣事務所	宗廟事務所	宗廟事務所	宗廟事務所	景福宮事務所	景福宮事務所	景福宮事務所
	文化財研究室	蔵書閣事務所	蔵書閣事務所	蔵書閣事務所	宗廟事務所	宗廟事務所	宗廟事務所
		文化財研究室	慶州史蹟管理事務所	慶州史蹟管理事務所	蔵書閣事務所	蔵書閣事務所	文化財研究所
			文化財研究担当官	文化財研究所	慶州史蹟管理事務所	慶州史蹟管理事務所	文化財企画官
			文化財管理官	文化財研究所	文化財管理官	文化財研究所	
				民俗博物館	文化財管理官	文化財管理官	
					民俗博物館	文化財企画官	
					文化財企画官		
1983	1990	1992	1994	1995	1998	1999	
庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課		総務課
文化財1課	有形文化財課	有形文化財課	有形文化財課	有形文化財1課	有形文化財課		文化財企画課
文化財2課	無形文化財課	無形文化財課	無形文化財課	有形文化財2課	無形文化財課	文化財企画局	宮園文化財課
財産管理課	記念物課	記念物課	記念物課	無形文化財課	記念物課		文化財技術課
宮園管理課	財産管理課	財産管理課	財産管理課	記念物課	宮園管理課		有形文化財課
昌慶宮事務所	宮園管理課	宮園管理課	宮園管理課	宮園管理課	昌慶宮管理所	文化遺産局	無形文化財課
昌徳宮事務所	昌慶宮事務所	昌慶宮事務所	昌慶宮事務所	昌慶宮事務所	昌徳宮管理所		記念物課
徳寿宮事務所	昌徳宮事務所	昌徳宮事務所	昌徳宮事務所	昌徳宮事務所	景福宮管理所	宮・宗廟管理所	
景福宮事務所	徳寿宮事務所	景福宮事務所	景福宮事務所	景福宮事務所	宗廟管理所	宮中遺物展示館	
宗廟事務所	景福宮事務所	宗廟事務所	宗廟事務所	宗廟事務所	宮中遺物展示館	国立海洋遺物展示館	
文化財研究所	宗廟事務所	宮中遺物展示館	宮中遺物展示館	宮中遺物展示館	国立海洋遺物展示館	文化財研究所	
文化財企画官	文化財研究所	文化財研究所	本浦海洋遺物展示館	本浦海洋遺物展示館	文化財研究所	文化財研究所	
	文化財企画官	文化財企画官	文化財研究所	文化財研究所	文化財企画官	文化財企画官	
			文化財企画官	文化財企画官	文化財補修課	文化財補修課	
						顯忠祠管理所	
						世宗大王遺跡管理所	
						七百義塚管理所	

2002		2003		2004		2008	
	総務課		総務課		総務課		運営支援課
文化財企画局	文化財企画課 官園文化財課 無形文化財課 天然記念物課	文化財企画局	文化財企画課 官園文化財課 文化情報課	文化財政策局	文化財政策課 官陞活用課 文化財交流課	文化財政策局	文化財政策課 官陞管理課 無形文化財課 国際交流課 文化財活用チーム
	建造物文化財課 史蹟課 埋蔵文化財課 文化財技術課	文化遺産局	動産文化財課 埋蔵文化財課 無形文化財課 天然記念物課	文化遺産局	動産文化財課 建造物課 無形文化財課 近代文化財課	文化遺産局	動産文化財課 建築文化財課 近代文化財課 文化財安全課(2007)
宮・宗廟管理所 宮中遺物展示館 国立海洋遺物展示館 文化財研究所 韓国伝統文化学校 顯忠祠管理所 世宗大王遺跡管理所 七百義塚管理所		建造物局 宮・宗廟管理所 宮中遺物展示館 国立海洋遺物展示館 文化財研究所 韓国伝統文化学校 顯忠祠管理所 世宗大王遺跡管理所 七百義塚管理所	史蹟課 建造物課 近代文化財課	史蹟名勝局 広報担当官 企画管理官 宮・宗廟管理所 宮中遺物展示館 国立海洋遺物展示館 文化財研究所 韓國伝統文化学校 顯忠祠管理所 世宗大王遺跡管理所 七百義塚管理所		史蹟名勝局	史蹟課 発掘調査課 天然記念物課 古都保存課(2006)
							企画調整官 宮管理所 棧管理所 国立故宫博物館(2005) 国立海洋遺物展示館 文化財研究所 韓國伝統文化学校 顯忠祠管理所 世宗大王遺跡管理所 七百義塚管理所

2009		2017	
	運営支援課		運営支援課
文化財政策局	政策総括課 発掘制度課 無形文化財課 安全基準課 古都保存チーム	文化財政策局	政策総括課 発掘制度課 無形文化財課 安全基準課
	保存政策課 有形文化財課 天然記念物課 修理技術課	文化財保存局	保存政策課 有形文化財課 天然記念物課 修理技術課 古都保存者会議(2014)
文化財活用局	活用政策課 官陞文化財課 近代文化財課 国際交流課	文化財活用局	活用政策課 官陞文化財課 近代文化財課 国際協力課(2013) 世界遺産チーム(2015) 文化遺産教育チーム(2016)
企画調整官 宮管理所 棧管理所 国立故宫博物館 国立海洋文化財研究所 文化財研究所 韓国伝統文化学校 顯忠祠管理所 世宗大王遺跡管理所 七百義塚管理所		企画調整官 宮・宗廟管理所 朝鮮王陵管理所 国立故宫博物館 国立海洋文化財研究所 文化財研究所 国立無形遺産院(2013) 韓國伝統文化学校(2011) 顯忠祠管理所 世宗大王遺跡管理所 七百義塚管理所 萬人義塚管理所(2016)	

文化財」の活用は「韓国文化の世界的位相を確立」するとともに「国家競争力の向上」のために重要かつ必要であると認識されたからである〔2006: 24・25〕。実際、『年鑑』の「発刊の辞」には「(文化財を) 国家競争力の源」〔2005; 2009～2014〕として強調する表現が頻繁に出てくる。

このように韓国の文化財行政が「活用」へ舵を切ようになった背景には、2つの要因があったと考えられる。ひとつは、ユネスコが主導する有形・無形の文化遺産の登録制度の影響であり、もうひとつは、観光資源として建造物や、建造物の創り出す独特な景観を利用できるようにしたいという狙いである。

韓国の文化財が、韓国民族やその文化の「優秀性」「独創性」を具現するものとして捉えられてきたことは、既に述べたとおりである。しかし、このような主張は、その主張が国内に止まる限り、説得力を持ちにくい。つまり「国家競争力」という言葉が示すように、ナショナルな文化財がグローバル・レベルで「人間の創造的才能を表す傑作」「物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)」といった基準からさらにお墨付きをもらうことで、その主張は説得力を発揮するようになるのである。

既に触れたように、韓国の「石窟庵・佛國寺」「海印寺藏經板殿」「宗廟」が1995年にユネスコの世界文化遺産、97年には「訓民正音」(The Hunmin Chongum Manuscript)、「朝鮮王朝実録」(The Annals of the Choson Dynasty)が世界記憶遺産(Memory of the World)、さらに同年「昌徳宮」(Changdeokgung Palace Complex)と「水原華城」(Hwaseong Fortress)が世界文化遺産のリストにそれぞれ登録された。注目に値するのは、1995年の『管理年報』において「我が伝統文化の優秀性と独創性を世界に広く紹介し世界的な文化国家としての位相を高めることで国家競争力の強化に資する」ことや、「文化民族のプライドを呼び起こすことが初めて「施策方向」に含まれたことである。このように、ユネスコの文化遺産制度に強く影響を受けるようになった韓国の文化財保護制度は、文化財保護法の2002年改正(法律第684号)によって「世界遺産の登録及び保護」の条項(第78条の2)を

新設するとともに、原形保存主義に基づく韓国の文化財保護法と齟齬を来していたユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」における「文化遺産」の定義に近い基準・概念として「典型」を創り出すことで、ユネスコの無形文化遺産リストに韓国の無形文化財を登録しやすくした<sup>25)</sup>。

## 2. 韓国の登録文化財制度——「近代」を取り込む

前章では、日本植民地期の文化財保護法制や戦後日本の文化財保護法に基づいて作られたといっても過言ではない韓国の文化財保護制度が、独立後の韓国において韓国民族を創出する「アイデンティティ」の拠り所としてのみならず、民族の悠久の歴史を具現し、民族文化の「優秀性」や「獨創性」を誇る民族の「プライド」の象徴として価値づけられた「文化財」を国家が保護するための仕組みとして発展してきたことについて述べた<sup>26)</sup>。本章では、民族のプライドを支える優秀かつ獨創的な文化的所産としての文化財を保護する韓国の文化財保護制度に現れた重要な変化、つまり「消すべき」「消したい」と捉えられてきた日本植民地期<sup>27)</sup>を含む韓国の近代の文化的所産を「文化財」に格づけする「登録文化財制度」について検討してみたい。

登録文化財制度は、2001年3月28日文化財保護法を一部改正して新設された（法律第6443号）。登録の対象は、「指定文化財ではない建造物又は記念すべき施設物の形をした文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要なもの」（第42条）として「建設してから50年以上経過」し<sup>28)</sup>、「我が国（韓国）の近代史において記念になったり象徴的な価値の大きいもの」「地域の歴史・文化的な背景をなし、その価値が一般に広く知れ渡ったもの」「一つの時代の造形の模範となるもの」「建設技術や技能に優れ、意匠及び材料などが稀であり学術的・芸術的価値の大きいもの」「伝統的な建造物として当時の建築史を理解する上で重要な価値を有するもの」という基準（施行規則第35条の2の第1項）のいずれかを満たすものと定められた。要するに、建てられてから50年以上経っており、文化財に未指定の、近代<sup>29)</sup>の建

造物や施設物が文化財として保護されるようになったのである。

上記の基準を満たした建造物・施設物を文化財に登録するためには、まず、「登録の趣旨」「文化財の種別・名称・沿革（歴史的事件・由来など）・数量及び所在地」「文化財の所有者・管理者又は占有者（占有者がいる場合に限る）の氏名及び住所」「文化財の現在の用途及び修理・構造変更の内訳などの現状に関する説明」「文化財の材料・品質・構造・形式・大きさ及び形態」「文化財の写真・図面・位置図及び関連記録物」「確認可能な場合、当該文化財を作った者の人的事項」「文化財の保護・管理及び登録につきその他必要な事項」（以上、括弧は原文のまま）を記載した書類を添付して所有者・管理者（地方自治団体長を通して申請）または管轄する地方自治団体長が文化財庁長に登録を申請する（施行規則第35条の3）。次に、文化財庁は指定文化財の指定手続きを準用し（施行規則第35条の2の第3項）、文化財庁長は文化財委員会の委員または専門委員を含む3人以上の専門家に調査・検討を要請する。専門家グループの作成した調査報告書が提出されると、文化財庁長はこれを基に登録の可否を判断することになる。ここで登録の価値が認められると、文化財委員会で審議予定の内容を官報に30日以上予告しなければならない。最後に、文化財委員会による審議が終わり、登録が認められると、文化財庁はその趣旨を官報に告示し、当該地方自治団体および所有者・管理者に通知することになる（文化財保護法〔以下「法」〕第42条の6の第1項）。このようにして所有者・管理者が通知を受けた日から文化財の登録は発効する（法第42条の6の第1項）。

以上の内容を軸にして作られた登録文化財制度は、以後法律の改正によって登録の対象となる文化財の範囲と登録の基準が修正された。まず、登録の対象は2001年の制度新設時は、既述したように、「指定文化財ではない建造物又は記念すべき施設物の形をした文化財」に限られた。しかし、登録文化財の対象を建築物に限定せず、指定文化財のようにその範囲を拡げる必要性が指摘され（2004年11月3日議案番号709「文化財保護法中改正法律案」）、2005年1月27日の文化財保護法の一部改正によって「指定文化財ではない

文化財」、つまり、未指定の全ての文化財に拡大した（法第42条）。その後、「指定文化財ではない文化財」という表現は曖昧とされ、2017年3月21日の一部改正によって「指定文化財ではない有形文化財、記念物（省略）及び民俗文化財」というより具体的な表現に改められた（法第53条）。

次に、登録の基準である。表3は、文化財保護法施行規則の改正内容を、登録基準を中心にまとめたものである。2001年当初は、全5つの基準が設けられており、そのうち、3～5の基準は登録の対象が建築物に限られたことによる内容になっている。以後、上述した2005年の改正によって登録の対象が広がったことを受けて同年の改正によって基準の4・5を削除するとともに、3は「技術の発展又は芸術的思潮などその時代を反映したり理解する上で重要な価値を有するもの」に書き直され、2018年現在、登録の基準は3つある。この登録基準の変更から注目されるのは、最初の基準1にあった「近代史」が2003年には「歴史・文化・芸術・産業など」、2005年以降は「歴史、文化、芸術、社会、経済、宗教、生活など」に書き換えられたことと、同基準1にあった「象徴的な価値の大きいもの」から「大きい」が削除（2005年）されたことである。このような変更の背景には「近代史」という曖昧な表現ではなく、より具体的に文化財の性質を示すとともに、価値の大小にかかわらず、記念性・象徴性を有すれば登録できるということを明記することによって文化財の登録をしやすくしたいという狙いがあったと推察される。文化財を「歴史的・芸術的又は学術的価値の大きいもの」（法第2条「有形文化財」という基準から「厳選」して「重点的」かつ「強力な規制」に基づいて「永久的に保存」[문화재청 2001: 5]する指定制度とは大きく異なっている。

指定文化財制度に比べ柔軟かつ緩和された保護制度といえる登録文化財制度の特徴は、指定制度における厳格な原形保存主義を採らず、文化財の現状変更を認めるところからも頷ける。指定文化財は、現状変更を含む保存に影響を及ぼし得る全ての行為を文化財庁長の「許可」の対象としているのに対し（法第35条）、登録文化財は「建築物の場合、外観（屋根部を含む）面積

表3 登録文化財の登録基準の変化

年月日 〔法令名〕	2001.9.8 〔文化財保護法施行規則第35条の2〕	2003.7.14 〔文化財保護法施行規則第35条の2〕	2005.7.28 〔文化財保護法施行規則第35条の2〕	2009.11.13 〔文化財保護法施行規則第42条〕	2011.2.1〔文化財保護法施行規則第34条〕
内容	<p>①法第42条第2項の規定に基づく登録文化財の登録基準は指定文化財ではない文化財として建造物または施設物のうち建設してから50年以上経過し、次の各号の1つに該当するものである。</p> <p>1. 我が国の近代史において<sup>(1)</sup> 記念になったり象徴的な価値の大きいもの</p> <p>2. 地域の歴史・文化的な背景をなし、その価値が一般に広く知れ渡ったもの</p> <p>3. 一つの時代の造形の模範となるもの</p> <p>4. 建設技術や技能に優れ、意匠および材料などが稀であり学術的・芸術的価値の大きいもの</p> <p>5. 伝統的な建造物として当時の建築史を理解する上で重要な価値を有するもの</p>	<p>①法第42条第2項の規定に基づく登録文化財の登録基準は指定文化財ではない文化財として建造物または施設物のうち建設してから50年以上経過し、次の各号の1つに該当するものである。</p> <p>1. 我が国の歴史・文化・芸術・産業などの各分野で記念になったり象徴的な価値の大きいもの</p> <p>2. 地域の歴史・文化的な背景をなし、その価値が一般に広く知れ渡ったもの</p> <p>3. 一つの時代の造形の模範となるもの</p> <p>4. 建設技術や技能に優れ、意匠および材料などが稀であり学術的・芸術的価値の大きいもの</p> <p>5. 伝統的な建造物として当時の建築史を理解する上で重要な価値を有するもの</p>	<p>①法第42条第2項の規定に基づく登録文化財の登録基準は指定文化財ではない文化財のうち建造・製作・形成されてから50年以上経過し、次の各号の1つに該当するものである。</p> <p>1. (我が国の) 歴史・文化・芸術・社会・経済・宗教・生活などの各分野で記念になったり象徴的な価値を有するもの</p> <p>2. 地域の歴史・文化的な背景をなし、その価値が一般に広く知れ渡ったもの</p> <p>3. 技術の発展または芸術的思潮などその時代を反映したり理解する上で重要な価値を有するもの</p> <p>4. 削除</p> <p>5. 削除</p>	<p>①法第47条第2項(の規定)に基づく登録文化財の登録基準は指定文化財ではない文化財のうち建造・製作・形成されてから50年以上経過し、次の各号のいずれか1つに該当するものとする。但し、次の各号のいずれか1つに該当するもので、建設後50年以上経過しないものでも緊急な保護措置の必要なものは登録文化財に登録できる。<sup>(2)</sup></p> <p>1. 歴史、文化、芸術、社会、経済、宗教、生活などの各分野で記念になったり象徴的な価値を有するもの</p> <p>2. 地域の歴史・文化的な背景をなし、その価値が一般に広く知れ渡ったもの</p> <p>3. 技術の発展または芸術的思潮などその時代を反映したり理解する上で重要な価値を有するもの</p>	<p>①法第53条第2項に基づく登録文化財の登録基準は指定文化財ではない文化財のうち建造・製作・形成されてから50年以上経過し、次の各号のいずれか1つに該当するものとする。但し、次の各号のいずれか1つに該当するもので、建設・製作・形成されてから50年以上経過し、次の各号のいずれか1つに該当するものとする。</p> <p>1. 歴史、文化、芸術、社会、経済、宗教、生活などの各分野で記念になったり象徴的な価値を有するもの</p> <p>2. 地域の歴史・文化的な背景をなし、その価値が一般に広く知れ渡ったもの</p> <p>3. 技術の発展または芸術的思潮などその時代を反映したり理解する上で重要な価値を有するもの</p>

出典：韓国の文化財保護法施行規則から筆者作成。

(1) 下線は、改正によって改められた箇所を示す。

(2) 波線は、改正(追記)前に第35条の2の第2項に記載されていたものを、当該第2項を削除して新たに第1項に書き加えたことを示す。

の4分の1以上に及ぶデザイン、色彩、材質又は材料など」、その他の施設物も橋梁・灯台とトンネル・洞窟などで若干異なるものの、同じくデザイン、色彩、材質、材料などを全体面積の4分の1以上変更する場合、「申告」のみで可能となる<sup>30)</sup>。

登録文化財の対象の拡大と登録基準の具体化・緩和、および現状変更の申告制は、登録文化財制度が文化財保護法の目的のうち保存よりも「活用」のほうに重きを置いていることを示している。このように活用を重視する登録制度は2017年12月31日現在、724件の文化財を登録しており、約39年も前から実施された指定制度による指定文化財の件数に比べると、迅速かつ大量に登録文化財を増やしてきたことが分かる(表4)。

では、「消すべき」「消したい」とされてきた日本植民地期を含む近代の文化的所産を韓国の文化財に格づけする装置としての登録文化財制度はなぜ作られたのであろうか<sup>31)</sup>。この問いに対して当該行政機関である文化財庁は「近代は伝統と現代を結ぶ架橋的な役割を果たす時期であり、韓国史に一線を画した重要な歴史的時期」であるため、当時の「歴史的産物」に光を当てて「正当な価値を与えることは後代に続く我が民族の正統性とアイデンティティを究明」することになるだけでなく [문화재청 2001:2]、「急激な産業

表4 類型別韓国の指定・登録文化財の件数(2017.12.31現在)

類型	件数(件)
国宝	331
宝物	2,106
史蹟	500
名勝	110
天然記念物	457
国家無形文化財	138
国家民俗文化財	297
登録文化財	724

化の過程で我々の暮らしとともにあった近・現代の記念碑的な建造物が消滅」[문화재청 2001: 4] しつつあるため、これを保護しなければならないと、登録文化財制度の意義や必要性を述べている。このような行政の説明の他に、1996年に日本で新設された「文化財登録制度」を(またもや)大いに参照して作ったという研究者側からの指摘もある[金志成 2005: 102; 禹東善 2005: 122]。

しかし、登録文化財制度が新設されるまで、朝鮮総督府庁舎の破壊が示すように、近代、特に日本植民地期の建築物は、歴史的な建築物そのものとして評価されることは皆無に近く、植民地支配の象徴として感情的・政治的・経済的な理由から取り壊されることが大半であった。既に指摘されているように、韓国の登録文化財制度の骨組みや「登録」という保護方法などは先行する日本の制度を参考にして作ることができたとしても、本稿の冒頭で述べたように、「近代」の含意が日本と韓国の間で大きく相違することから考えると、文化財庁による「伝統と現代を結ぶ架橋的な役割を果たす時期であり、韓国史に一線を画した重要な歴史的時期」という近代に対する説明だけでは、日本植民地期の建築物を、韓国民族のプライドを支える優秀かつ独創的な「文化財」に格づけし、国家がその保護に当たるという考え方=制度は受け入れがたいものではなかったろうか。

以下では、登録文化財制度の新設という大きな変化が起こり、受け入れられた背景やコンテクストを探る。まず、当該制度の新設に深くかかわり、登録文化財として日本植民地期の建築物を価値づけする韓国の建築学界に焦点を当てて日本植民地期を含む「近代」の建築物がどのように研究されてきたのか検討する。その上で、登録文化財制度の重要な特徴としての緩和された登録基準、現状変更の申告制、「活用」の重視を、韓国の首都であるソウル特別市(以下「ソウル市」)の都市計画における変化という文脈から解釈を試みてみたい。

### 3. 韓国の建築学界と「近代」

韓国の文化財庁は、登録文化財制度新設の準備作業として清州大学校産業科学研究所に「近代文化遺産の保存と活用方案の調査研究」<sup>32)</sup>を1999年に依頼した[문화재청 2001: 3]。研究責任者は同大学建築工学部教授の金泰永が務め、その他の共同研究者の2人も建築工学の専門家であった。このように、制度づくりに初めから密接にかかわった建築学界における「近代」の建築物や建築史は「当たり前のように」「無視」[金晶東 1992: 352・353]され、「近代建築(の分野)は空白に等しい状態」[金晶東 2003: 389]が久しく続いた。

とはいえ、近代建築に関する研究が全く行われなかったわけではない。この分野における最初の業績は尹一柱による一連の研究である。釜山大学校建築学科の教授であった尹一柱は、釜山という都市の発展過程を研究する上で釜山に残る近代の建築物を「近代都市化の証拠」[都映州・尹一柱 1963: 234]に位置づけし、その由来や変遷を調査・記録した。尹一柱によると、釜山の近代都市としての発展が「日本人居留地から彼ら(日本人)によって行われたことは恥ずかしく残念なこと」ではあるものの、「恥辱的な遺物」とはいえこのまま放置してはいけなく、釜山に散在する近代の建築物を「無知な破壊」から「保護」すべきであった[都映州・尹一柱 1963: 234]。洋風建築の調査から始まった彼の近代建築研究は『韓国洋式建築 80年史：解放前篇』[1966、治庭文化社]にまとめられ、これは「近代建築を対象にした」「最初」の成果として評価されている[金東旭 1990: 187]<sup>33)</sup>。

1970～80年代には、学位論文として『韓国近代建築の形成過程に関する史的研究』[金英泰 1976、嶺南大学校修士論文]、『韓国近代建築の史的研究』[安在洛 1981、ソウル大学校修士論文]、『韓国近代建築の生成過程に関する研究』[金晶東 1982、弘益大学校修士論文]などが発表されたものの、尹一柱の研究を継ぐ近代建築に関する注目すべき研究は行われなかった。その代わりに、当該時期は「民族主義」「民族史観」に基づく建築研究の方法論

が注目を集めた。その代表的な研究者が金鴻植である。金鴻植によると、「今日の『現代建築』は大きな危機」に直面しているとよく論じられるが、このような見方は「建築の構成を外面的かつ形式的な規範から捉えようとする見方」によるものであり、韓国の現代建築を豊かなものにしていくためには「民衆」「民族」といった「建築活動の内的要素」に注目しなければならない〔金鴻植 1972: 52〕。「韓国の開港以後の近代建築」は「日帝」によって強制されたものであるため、建築学界の近代建築に対する「価値判断の評価基準」は混乱し、「方向感覚を失った」と厳しく批判する金鴻植は、「民族の主体的力量による伝統の継承」が重要な課題であると主張した〔金鴻植 1972: 52〕。さらに、朝鮮王朝末期に現れた「利用厚生」「経世致用」に基づく実学思想とこの思想に基づいて築城された「水原城」<sup>34)</sup>を事例にして、韓国の近代建築は朝鮮王朝末期に始まったと論じる〔金鴻植 1972〕。このような「民族建築論」は、「日朝修好条規」の締結による「開港」を韓国の建築史における「近代」の「起点」と見なした尹一柱らの近代史観を「殖民主義史観」として批判するものであった。

韓国の近代建築の歴史を対象とする研究が真っ先に直面する大きな問題としてこの「起点」の問題があると指摘する金晶東は、「日本」が「移植」した建築物によって近代建築史が始まったことは否めないとして1876年の開港をその出発点と捉えた〔金晶東 2003〕。現在、牧園大学校建築学部の名誉教授である金晶東は、金鴻植や金蘭基・尹道根〔1987a; 1987b〕などによる民族建築論が脚光を浴びた1980年代後半から現在に至るまで一貫して日本植民地期の建築物の保護を主張してきた建築学者である。朝鮮総督府庁舎の撤去をめぐる「多数の建築家らが曖昧模糊とした態度を見せた」〔박희인・김현섭 2010: 222〕時でさえも、撤去を主張する歴史学の研究者らに立ち向かって「建築物を取り壊すことは進展ではなく後退」<sup>35)</sup>であるとして保存を強く求めた。大韓建築士協会が刊行する学術誌『建築士』に15回連載（1987～1989）した「韓国近代建築の再照明」という論文の中にソウル市に残る109件の近代の建築物を調査・記録した金晶東の近代建築研究は、次の

ような特徴を有する。

ひとつは、日本の建築研究者たちとの交流の影響である。「1983年2月に結成された『アジア（都市）建築研究会』」の主要メンバーの布野修司らと交流した金晶東は「日本の研究室で彼ら（日本の建築研究者たち）の研究熱を目撃して大きなショックを受け」、韓国の建築学界は「依然として閉ざされている。自ら閉じている」[金晶東 1995a: 5]とし、政治性や経済性に左右される韓国の建築学界の風潮を批判した [金晶東 1995b]。

もうひとつの特徴は、建築物を「生き物」として捉える考え方である。金晶東によると、建築物を効率の面でのみ捉えると、その寿命は短い。しかし、建築物は建てられた瞬間から自らの「歴史性、時間性、空間性」を有するようになり、それを利用する人々との相互作用によって「命が吹き込まれる有機体」に転じる [金晶東 1987: 40]。日本植民地期に植民地統治のために建てられた建築物は建築当初の目的や期待された効用はその時代の終了とともに終わったが、その後も利用されてきた建築物は新たな命を吹き込まれ、生き続けてきた。つまり、日本植民地期の建築物は「既に我々のもの」 [金晶東 1987: 40]なのである。

韓国の建築学界は「近代以前の木造建築」に代表されるいわゆる「伝統建築様式」 [김정신 1993: 22] をもって韓国の建築史を語る傾向があった。しかし、1991年「韓国建築歴史学会」の設立は韓国の建築史の研究に変化が起こっていたことを物語る。学会設立の背景には1980年代以降研究者が増え、研究成果も着実に蓄積していたように見えた韓国の建築学界が抱えていた「歴史哲学の貧困」 [李熙奉 1992: 241] という問題を解決するとともに、従来「主に生産の歴史—buildingの歴史—」に注目した建築史研究を「受容の歴史—建物に対する反応と解釈の歴史—」へ舵を切り、「建築史解釈の‘開放性’と‘多元性’を容認」 [姜嫻 1992: 264] する建築史研究へ方向転換しようとする狙いがあった。しかし、この学会が発足して約4年後に朝鮮総督府庁舎は大々的に破壊されており、当該学会の趣旨や問題意識が社会的に実を結んだとはいえない。

既述したように、朝鮮総督府庁舎の撤去について多くの建築研究者らは「曖昧模糊とした態度」を取った。その理由についてパク・ヘインとキム・ヒョンソプは、大多数の国民が撤去に賛成する中、その国民を説得できる「建築界内部の主體的な判断と解釈」が不十分であったことと、相次いだソウル市の「聖水大橋」の崩壊事故（1994年10月21日）とソウル市にあった「三豊百貨店」の崩壊事故（1995年6月29日）によって建築学界に対する国民の不信感が高かったことを指摘した [박혜인·김현섭 2010: 223]。

しかし、朝鮮総督府庁舎が実際に取り壊されると、建築学界では自省の声が高くなった。『建築歴史研究』第4巻第2号 [1995] には、朝鮮総督府庁舎の撤去について「我々の殖民性に対する認識が感情的で浅はかであることが如実に示され」 [조혜정 1995: 113]、「(韓国の) 建築史学の学問的成長を妨げている」のは「日帝時代の建築に対する無関心」と「20世紀以降韓国で近代建築がうまく成長できなかった原因を日本の植民地支配のせいにし、それ以上歴史的検証を行わなかった」 [金東旭 1995: 119] ことであるとし、「我々自身の内面に残る殖民化に対する被害意識」 [金東旭 1995: 119] を克服しない限り、韓国の近代建築史には「大きな空白」 [金東旭 1995: 120] ができるだけだという自省的批判が相次いだ<sup>36)</sup>。

以後、韓国の建築学界、特に建築史の分野では、欧米の「近代建築」という概念や方法論をそのまま韓国の建築学研究に当てはめることは「そもそも不可能」 [이상현 1999: 60] であり、建築物の様式上の特徴を手がかりに伝統一近代一現代の連続性を見出そうとする研究ではなく、「建物の外形に対する形態分析から脱却」し「設計者の意図や施工者の技術条件、建物の置かれた社会や経済的な状況」、建物の中の「人々の暮らし」を考慮した「人文学的」 [金東旭 2003: 54・55] な建築史研究という方向性が著しくなっていった<sup>37)</sup>。

#### 4. ソウル市の都市計画と「歴史（文化）景観」

ソウル市の主要政策を調査・分析し、市政の主要課題について研究を行う都市政策総合研究機関として市が助成金を出して1992年に設立した「ソウル市政開発研究院」（以下「市政研究院」<sup>38)</sup>は、1993年に『ソウル市都市景観管理方案研究（Ⅰ）：景観行政の政策方向の設定』を刊行した。以後も1994年と1997年に「ソウル市の都市景観基本計画の樹立」と「景観地区の運営方案」に焦点を当てた研究報告書を出している。市政研究院の発足直後に取り組みされた政策研究のテーマが「都市景観」であり、1997年までの約5年間関連研究が続いたことから、当時ソウル市が「景観」の問題にかなり関心を寄せていたことが推察できる。

日本植民地期を含む近代の建築物などの文化的所産を保護するための「登録文化財制度」を研究対象に据える本稿がソウル市の都市計画に着目する理由は、上述した市政研究院による一連の都市景観に関する研究において「近世（正しくは「近代」）の歴史に関する歴史的建築物の保存が必要」[서울시 정개발연구원 1993: 25]という指摘が見出されるからである。1990年代前半の文化財行政の関連文献からは、このような近代の文化的所産の保護に関する関心や問題意識は読み取れず、行政機関による制度的な保護の方向性が初めて打ち出されたのは、この時期のソウル市の都市計画においてであった。では、なぜ1990年代前半にソウル市は「都市景観」を都市計画のキーワードに据えたのであろうか。

『ソウル市都市景観管理方案研究（Ⅰ）』によると、「急激な都市化の波に乗ってソウルは高度成長を成し遂げたが、この過程で自然地形によって作られた都市のスカイラインは破壊され、内部の都市環境は拙速に改善されたので、極めて単調かつ醜い都市景観を演出」[1993、頁数無（序文）]するに至った。そのため、従来の「経済性と機能」を重視する都市計画から「周辺の自然景観との調和、文化遺跡の保全、街路別・地域別特性を活かした景観美の向上」[1993: 要約3]を進める方向に変えていかなければならず、究極

的には「歴史文化都市」[1993: 6]として生まれ変わる必要があると論じられた。

ソウル市の都市計画は1966年の「ソウル都市基本計画」が最初である[崔相哲 1993: 4]。しかし、目標人口想定 of 失敗による1972年と1978年の修正や、1980年の「ソウル都市開発長期構想及び中期計画」と1984年の「ソウル都市基本計画案」の実施失敗により、「ソウルの都市基本計画は一度も法定計画として採択されることもないまま」[崔相哲 1993: 5~9]「部分的かつ漸進的な小さな決定の積み重ね」[崔相哲 1993: 12・13]や「計画的合理性よりも計画的枠組みから離れた一連の行政的決定」[崔相哲 1993: 13]がソウル市の空間構造と景観を作ってしまった。その結果、「まるで成金村のような空威張り」<sup>39)</sup>の景観と、これを生み出した杜撰な都市計画は既に1970年代からメディアによる批判的になっていた<sup>40)</sup>。

ソウル市の都市景観の改善に向けた具体的な動きは、1986年の「アジア競技大会」と1988年の「夏季オリンピック」のソウル市開催をきっかけにした「美しい国土景観」づくりと<sup>41)</sup>、これよりも先にソウル市が取り組んだ、瓦葺屋根の伝統家屋「韓屋」<sup>ハノク</sup>の密集地域に対する「景観地域」としての保存政策から見出せる。本稿の議論とのかかわりで示唆的なのは、ソウル市の韓屋保存事業である。

1976年、ソウル市は「古い趣きのある文化遺産を伝承するために四大門内の都心地域にある韓屋密集地域を民俗景観地域に指定して保存する方針」<sup>42)</sup>を明らかにした<sup>43)</sup>。しかし、「対象地域の環境」や「指定の条件及び範囲」を「予め決めてから発表すべきだったのに全く事前準備なしに漠然と発表」だけしてしまった結果、民俗景観地域にある韓屋の改築や売買などができなくなった住民は困惑した<sup>44)</sup>。1981年に市は、民俗景観地域を「韓屋保存地区」に名称変更し、「(韓屋の)新築及び増改築の際は必ず外形を韓国式にして古典美を活かすこと」「(既にある)西洋家屋も増改築時は外形を韓国式に変えること」などの具体的な方針を発表した後<sup>45)</sup>、1983年に鐘路区<sup>チョンノ</sup>の9つの町(「洞」)を都市計画法上の「美観地区」に指定した<sup>46)</sup>。

屋内の部分的な改修を認める美観地区としての指定とはいえ、建物の自由な増改築を原則禁じる厳しい規制に基づく「韓屋保存地区」の指定は、結局解除の道を辿ることになる。1990年3月、韓屋保存地区の住民たちは総会を開き「韓屋保存地区の解除」を市に求めた。しかし、市から対策が示されなかったため、住民たちは「普通の人が暮らす所を特定地域にするとはどういうことか」「大韓民国1番地がタルドンネになるとは」などと書かれた立て札を持ってデモを行った<sup>47)</sup>。結局、ソウル市は1991年1月に韓屋保存地区内の保存韓屋の約86%に当たる2千3百86棟の指定を解除した<sup>48)</sup>。しかし、この解除からもれた韓屋の所有者たちはさらに強く解除を求め、市は残りの韓屋の保存指定も解除せざるを得なくなった<sup>49)</sup>。

以上のソウル市による韓屋保存事業は、「都市美観を知らない」などと非難されるようになった市行政が「伝統美」を切り札にして歴史文化を重んじる景観づくりの本格的な始まりを予告するものであった。しかし、注目すべきは、伝統を保護・継承するという名目で行政が所有者の生活空間や財産権などを規制することに対する猛反発である。ソウル市文化財課で学芸員を務めるキム・スジョンによると、1970・80年代に比べて1990年代以降は文化財指定に対する反発が著しくなった[김수정 2006: 67]。この「韓屋保存事業」は、1990年代を前後して見られた、特定の文化的所産を対象とする行政による保護措置に対する所有者からの集団的な抗議行動によって行政が保護措置をあきらめ、結果的には所有者自らがその保護に取り組むことになった特筆に値する事例といえよう。

「歴史文化」を重視する景観づくりの方針は「ソウル600年記念事業」(以下「600年事業」)によって、現在に続くソウル市の都市計画の中心軸になったと考えられる。600年事業は、朝鮮王朝時代に「漢陽」を都に定めてから600年を迎える1994年11月29日を記念して「新しいソウル」、つまり「21世紀を賢く主導する歴史都市、人間都市、文化都市、国際都市に新しく生まれ変わる」[서울특별시, 発行年不明・頁数無]ことを目的に1992年から1996年まで実施された。この事業を通してソウル市が創り出そうとした

「歴史文化」に基づく景観＝原風景は、600年事業に含まれた「南山」「慶熙宮」「雲岫宮」「北漢山城」などの朝鮮王朝時代の姿への復元事業〔서울특별시、発行年不明：51～59〕などから推察するに、近代以前の朝鮮王朝時代にあったことは明らかである。ただ、見落としてはならないのは、この事業が「(これまで)等閑にしてきた価値観や論理体系」を見直すとともに「(都市開発も)これまでは元々あったものを完全に取り払った上で新しいものを建てる形で行ってきたとすれば、これからは『修復型』(Rehabilitation)」<sup>50)</sup>に変えるという発想の転換を可能にしたことである。

600年事業の真っ最中に市政研究院が進めた「ソウル市都市景観管理方案研究」は、まさに以上のような都市開発計画における発想の転換を具体化する内容となった。この研究の報告書には「都市の歴史性と文化性を感じさせる貴重な資産」としての「歴史景観」〔서울시정개발연구원 1994: 81〕という概念が登場するとともに、「近代史にかかわる歴史資源の保全対象の指定、近代史・政治・文化などに関連する建築物及び場所などを近代歴史文化財に指定して積極的に(その価値を)広報する」〔서울시정개발연구원 1994: 154〕ことの重要性が述べられた。一連の研究の最終版では「歴史景観」が「歴史文化景観」〔서울시정개발연구원 1997: 31〕に改称され<sup>51)</sup>、「歴史文化資源」たる「近代の歴史・政治・文化にかかわる建築物、場所の保全的開発」〔서울시정개발연구원 1997: 30〕の必要性が強調された。つまり、ここに来て日本植民地期を含む近代の建築物は「歴史文化景観」を創り出す「歴史文化資源」に位置づけられたのである。また、「保全的開発」という表現から推察できるように、近代の建築物の創り出す歴史文化景観は「文化観光」の資源として意味づけられた。

## おわりに

第2章で述べたように、2001年「登録文化財制度」の新設を受け、当該行政機関である文化財庁は、新設の背景に対する説明の中で「民族の正統性

とアイデンティティ」の「究明」を持ち出した。「国家は伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達に努めなければならない」と定める憲法第9条や、民族文化の継承を目的とする文化財保護法第1条、さらに「民族の生活の叡智と息吹の宿る宝」「民族文化の精髓」「基盤」として文化財（文化遺産）に価値を付与する文化遺産憲章に規定された結果であろう。ここで、問題として指摘したいのは、日本植民地期を含む近代の文化的所産を民族の文化財の一部として保護する制度的実践が、それまで「消すべき」「消したい」とされてきたいわゆる「恥ずかしい残滓」を国家が保護すべき合理的な理由を文化財行政は示せなかったという点である。

にも拘らず、日本の登録制度を参照して作られた韓国の登録文化財制度は近代の文化的所産を700件以上文化財に登録できるまで定着した。なぜであろうか。その答えは、登録文化財制度を新設する際に深くかかわった韓国の建築学界における近代建築に対する捉え方の変化と、ソウル市の都市計画における発想の転換から見出すことができる。

韓国の建築学界は1990年代前半を中心にして建築学史における「近代史」の不在や、前近代＝伝統と現代との間にある断絶の問題を解決するために本格的な議論を行った。しかし、近代建築史上、最も象徴的・代表的ともいえる朝鮮総督府庁舎の取り壊しについては曖昧な態度を取った。だが、取り壊し直後から建築学者としてこの破壊を止められなかったことに対する反省の声が相次いだ。この朝鮮総督府庁舎の撤去をきっかけに建築学界では、建築物の様式上の特徴を手がかりにして伝統—近代—現代の連続性を見出そうとする近代建築論から一線を画し、近代に建てられたとしても時代の変化によってその意味を変える、つまり、人々の暮らしの中で意味づけられる建築物の歴史を探ることで、近代建築の意味を見出す議論へと転じてきた。民族の「矜持と自尊心を傷つける」登録文化財制度の改正を試みた国会議員らに対する韓国建築歴史学会の批判は、このような変化を象徴的に示すといえよう。

1990年代以降、ソウル市の都市計画が「歴史（文化）景観」を重視する

ようになったことも、登録文化財制度の新設と定着の背景にあった。高度経済成長期以後、ソウル市は「極めて単調かつ醜い都市景観」を作り出したと批判されるようになった。そこで市は、1970年代後半からソウル市に残る「韓屋」の密集地域を地区として保存する試みを始めた。しかし、「指定文化財」並みの厳しい規制に対して、ソウル市の中心部に位置する「韓屋保存地区」の住民たちは強く反発した。結局、市は同地区の保存をあきらめた。この一連の出来事は、指定文化財とは違い、今もなお人々の生活の場となっている建物を、国家が伝統文化・民族文化の継承という名目で、厳しい規制を課しながら保護・管理することは極めて難しいということを文化財行政に認識させた。これが、登録文化財制度が緩和された登録基準と現状変更の申告制という緩い規制をまとうようになった背景にあると考えられる。

600年事業は、ソウル市が都市計画において「歴史」「文化」を中心軸に据えるとともに、都市開発を、既存の古いものを取り壊して新しいものを作る・建てる方法から、既存の古いものを活かす＝保存・活用することで、ソウル市らしさを創り出そうとする方向に変えた重要なターニングポイントといえる。ただ、600年事業は市に残る朝鮮王朝時代の遺跡を中心とした復元事業が主なものであったため、当該事業の掲げるソウル市の「歴史都市」づくりは朝鮮王朝時代の漢陽を復元する方向へ流れてしまった。しかし、「古いものは壊して新しいものを作る」ことこそが進歩・発展と見なされた都市計画の前提に、古いものの保存・活用の有効性という発想の転換をもたらした。さらに、古いものの保存に基づいて造成される都市の「歴史（文化）景観」は、都市のオリジナリティという魅力を生み出すことで、観光資源にもなり得ると捉えられるようになった。登録文化財制度における「活用」の重視は、登録文化財になった近代の建築物などが観光資源としての役割を大いに期待されていることを示す。

しかし、繰り返しになるが、登録文化財制度の新設の際に、日本植民地期を含む近代の文化的所産を文化財として保護すべき合理的な説明は行われなかった。そのため、登録文化財を観光客の呼び物に活用する観光資源化の現

場は混乱しやすくなる。例えば「時代の痛みやその残酷性を後代に残し二度と恥ずかしい歴史を繰り返さない」ための「時代的証拠物」[문화재청 2011: 18]として活用する、抗日一色の観光地を作り出す場合がかなり多い[金賢貞 2012; 2017]。韓国の文化財行政の中で丁寧議論されることのなかった「近代」が、特に日本植民地期の登録文化財を観光資源に活用する現場の中でいかに解釈され、語られ、再現されるのかは重要な問題であり、今後の課題にしていきたい。

## 注

- 1) 日本や韓国における文化的所産の保護行政においては「文化財保護法」に規定される「文化財」という用語が一般的であるが、韓国の場合、「国際連合教育科学文化機関」(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization、以下「ユネスコ」)の政策の影響によって「文化遺産」も多用されるようになった。とはいえ、ユネスコの文化政策において「文化財」が用いられなかったわけではない。1954年に採択された「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」(Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict)では「文化財」「文化遺産」両方が用いられるが、キー概念は「文化財」である。その定義は、第1条によると、「建築上、芸術上又は歴史上記念すべき物(宗教的であると否とを問わない。」「考古学的遺跡」「全体として歴史的又は芸術的に意義のある建物群」「美術品」「芸術的、歴史的又は考古学的に意義のある書跡、書籍その他の物件」「科学的収集、書籍若しくは記録の重要な収集又は前掲の財の複製品の重要な収集」といった「各国民が受け継ぐべき文化遺産にとって多大の重要性を有する」「動産又は不動産」である(日本語訳は、文部科学省提供の「ユネスコ関係条約一覧」〔<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003.htm>〕最終閲覧2018年3月25日)掲載のものによる。但し、本条約の「cultural heritage」に対する和訳「文化的資産」は下線のとおり筆者が「文化遺産」に直した。以下、ユネスコ条約の日本語訳は原則当該一覧掲載のものによる。)。このような文化財の捉え方は、1970年採択の「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」(Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property)でも見て取れる。第1条で「宗教的理由によるかどうかを問わず、各国が考古学上、先史学上、歴史上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件」と定義された「文化財」は、第4条で「文化遺産をなすも

の」(下線は筆者)と位置づけられた。しかし、1972年採択の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage、以下「世界遺産条約」)における「文化遺産」は「記念工作物」「建造物群」「遺跡」をさすものと定義され、上記2つの条約における「文化財」とその内容が変わらず、有形のものに限られた。このような文化遺産の捉え方に対する反省から無形の文化も保護の対象に据える「無形文化遺産の保護に関する条約」(Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)が2003年に採択された。現在、ユネスコは公式ウェブサイトで動産・不動産の有形の文化遺産だけでなく、無形の文化遺産も含む広い概念として「文化遺産」を定義している(〈<http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/illlicit-trafficking-of-cultural-property/unesco-database-of-national-cultural-heritage-laws/frequently-asked-questions/definition-of-the-cultural-heritage/>〉最終閲覧2018年3月25日)。

- 2) 登録の基準は10項目あり、このうち6項目が文化遺産、4項目が自然遺産の選定時に用いられる(〈<https://whc.unesco.org/en/criteria/>〉最終閲覧2018年3月25日)。基準の日本語訳は「公益社団法人日本ユネスコ協会連盟」ウェブサイトに掲載された訳文による(〈<http://unesco.or.jp/isan/decides/>〉最終閲覧2018年3月25日)。
- 3) ユネスコ文書 WHC-94/CONF.003/15 (パリ、1994年10月20日)、p.2。
- 4) 前掲注3、p.4。
- 5) これに含まれる具体的な物件としては、三菱長崎造船所第三船渠、三菱長崎造船所旧木型場、三菱長崎造船所占勝閣、端島炭坑などがある。
- 6) 日本の世界遺産は自然遺産4件を除く17件の文化遺産のうち4件(「原爆ドーム」[Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome)]、「富岡製糸場と絹産業遺産群」、明治日本の産業遺産、「ル・コルビュジエの建築作品：近代建築運動への顕著な貢献」[The Architectural Work of Le Corbusier, an Outstanding Contribution to the Modern Movement])が19・20世紀のものである。一方、韓国の世界遺産には、1件の自然遺産を除く11件の文化遺産のうち19・20世紀のものは皆無であり、先史時代から朝鮮王朝時代までのものに限られている。
- 7) 参考 URL (〈<https://whc.unesco.org/en/list/1484>〉最終閲覧2018年3月25日)。
- 8) 韓国の中央行政機関の単位である「部」は、日本の「省」に相当する。
- 9) 「韓国人強制徴用長崎造船所 日本、世界文化遺産推薦を公式決定」『東亜日報』2013.9.18、A6面。
- 10) 「ユン・ピョンセ、‘軍艦島’ユネスコ登録を止めるためドイツ訪問」『TV朝鮮』2015.6.10放送。
- 11) 「軍艦島に徴用された‘朝鮮人の痛み’は依然として目を背けられていた」『韓国日報』2015.8.10、7面。

- 12) 「ユネスコ世界文化遺産に登録された地獄の島、軍艦島」MBC 番組『リアルストーリー目』2015.8.12 放送。
- 13) 「リアルストーリー目」341 回、観光地になった恐怖の島『イ・トゥデイ (Economy Today)』2015.8.12、オンライン新聞記事。
- 14) 韓国における「近代」「近代性」の形成や特質については、キム・ギョンイル (김경일 2003 『한국의 근대와 근대성 (韓国の近代と近代性)』 서울: 백산서당, pp. 23~67) が詳しい。
- 15) この文章中の引用は、後述する韓国の「文化遺産憲章」による。
- 16) 同時期の日本では、1919 年「史蹟名勝天然紀念物保存法」、1929 年「国宝保存法」、1933 年「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」がそれぞれ制定・施行された。
- 17) 日本の現行文化財保護法の第 1 条によると「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献」することが「目的」である。「世界文化」「人類文化」という表現や言葉の上での違いは若干認められるものの、かなり類似していることが分かる。
- 18) 日本の文化財保護法の改正回数は、「日本法令索引」(国立国会図書館、<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/index.jsp>) 最終閲覧 2018 年 6 月 1 日) の「法令沿革一覧」による。
- 19) 韓国の「道」は、日本の「県」に相当する行政区域の単位である。
- 20) 文化財保護法第 70 条によると、「国家指定文化財に指定されていない文化財のうち保存の価値があると認められるもの」を「市・道指定文化財」に指定できると定めているものの、「国家指定文化財」と地方の「市・道指定文化財」との間に上下或いは優劣の関係があると明記しているわけではない。ただ、市・道文化財は、市・道の条例に基づいて地方文化財委員会が調査・審議する。国家指定文化財と地方指定文化財の間にヒエラルキーが存在することは、韓国の文化財保護制度における「倭城」、つまり、「文祿・慶長の役」(韓国では「壬辰倭乱」)の際に日本が築城した城址に対する扱い方から一目瞭然であろう。例えば、1597 年頃に築城されたと伝えられる「蔚山倭城」は、日本植民地期の 1935 年に「古蹟」(名称は「蔚山鶴城」)に指定され、独立後の 1963 年には「史蹟」(「蔚山鶴城」)に再指定された。しかし、「日帝指定文化財に対する再評価」により 1997 年 1 月 1 日に史蹟指定を解除し、その代わり「地方文化財」に指定することを当該自治体に勧告した結果、同年 10 月 30 日に蔚山広域市の文化財資料第 7 号(「蔚山倭城」)に指定された [문화재청 보존정책과 2009: 27]。
- 21) 「文化遺産憲章」は、文化財管理局(現「文化財庁」)が 1988 年から毎年刊行する『文化財管理年報』(現『文化財年鑑』、以下「管理年報」)の 1998 年

版から2017年版までの冒頭に掲載されてきた。文化遺産憲章は、「我が民族の伝統文化遺産に対する汎国民的愛護運動」〔文化財管理局 1997: 315〕を展開するために制定された「'97文化遺産の年」（以下「文化遺産の年」）の記念事業の1つとして作成されたものである。1997年度は「我が民族文化の根幹を成すハンゲルを創製した世宗大王生誕600年を迎える年であり、我が自主主権を闡明した大韓帝国100周年」〔文化財管理局 1998: 361〕の年として意義づけられた。「民族の魂<sup>ソル</sup>である文化遺産を知って見つけて育てよう」〔文化財管理局 1997: 315〕をスローガンに掲げた文化遺産の年の事業は、「知る事業」31件、「見つける事業」14件、「育てる事業」18件、「記念行事広報事業」10件、「後援事業」11件の全部で84件もの事業が実施された〔文化財管理局 1998: 363〕。この文化遺産の年という国家事業の背景には、1995年12月に「石窟庵・佛國寺」(Seokguram Grotto and Bulguksa Temple)、「海印寺藏經板殿」(Haeinsa Temple Janggyeong Panjeon, the Depositories for the Tripitaka Koreana Woodblocks)、「宗廟」(Jongmyo Shrine)がユネスコの世界(文化)遺産リストに登録されたことがあったと推察される。

- 22) 「序文」「施策方向」、後述する「発刊の辞」の頁には頁数の記載はない。
- 23) 韓国「国家法令情報センター」(〈<http://www.law.go.kr/main.html>〉) 最終閲覧2018年4月1日)が提供する「政府組織法」の「制定・改正理由」からの引用である。
- 24) 文化財庁の設置・運営に関する法律として「文化財庁とその所属機関の職制」がある。1999年に文化財庁が新設された時、「文化遺産局」とともに、「活用」にかかわる業務を担当したと推察される「文化財企画局」(表2)が作られた。ただ、文化財企画局の業務の一つとして挙げられた「文化財の国際交流事業の協力及び調整」(文化観光部令第23号「文化財庁とその所属機関の職制施行規則」第2条)は「活用」にかかわる内容ではあるものの、「活用」に関する具体的な政策を立案する業務は含まれなかった。
- 25) 上述した無形文化財法における「典型」の定義としての「数世代にわたって伝承・維持され、具現されるべき固有の技法、形式及び知識」は、ユネスコの無形文化遺産の保護に関する条約における「無形文化遺産」の定義、つまり「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」「世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの」(第1条)に相通じる。
- 26) 国家による民族文化の保護管理は、1980年10月27日に全部改正された憲法

- に新設された第8条「国家は伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達に努めなければならない」という条項によって規定されている（現「第9条」）。
- 27) 独立後の韓国における日本植民地期に対するこのような捉え方や感情は、1995年8月15日に「光復（独立）50周年」記念行事として行われた朝鮮総督府庁舎の取り壊しから読み取れる。「韓民族の偉大なる21世紀に向けて」と題した「第50周年光復節慶祝の辞」（1995年8月15日）の中で金永三元大統領は「歴史は清算と継承による創造の過程」であるとした上で、民族の歴史の中で植民地時代は「誤った歴史」であり、「民族の精気を取り戻す」ために「きれいに清算」すべきであると強調した。朝鮮総督府庁舎の破壊はまさにこの「趣旨」から行われるものであり、「誤った歴史の残滓から真に解放されることを意味」する重要な「歴史的作業」に位置づけられた（行政安全部国家記録院大統領記録館〈[http://pa.go.kr/research/contents/speech/index.jsp?spMode=view&artid=1308149&catid=c\\_pa02062](http://pa.go.kr/research/contents/speech/index.jsp?spMode=view&artid=1308149&catid=c_pa02062)〉最終閲覧2018年4月1日）。さらに、1995年8月16日付『京郷新聞』の1面には、「退場する『日帝』』という見出しとともに朝鮮総督府庁舎の尖塔が取り外される写真が掲載された。また、同誌の22面には尖塔の取り外しを担当した解体業者が語った「尖塔が取り除かれる瞬間『大韓民国が悲劇の歴史を清算し新しい世界に向けて飛翔するような神秘的な力が感じられた』』という言葉が紹介されている。要するに、韓国の歴史において日本植民地期は「消すべき」「消したい」歴史であったのであり、その延長線上で当時建てられた建築物も取り壊しの対象になった。
- 28) 但し、「緊急な保護措置が必要と認められる場合」は、建設後50年以上を経過していなくても文化財に登録できる（施行規則第35条の2の第2項）。
- 29) 登録文化財制度における「近代」は、「開化期」から独立前後までの期間をさす〔문화재청 2001: 6〕。「開化期」とは「1876年の江華島条約以降」「西洋文物の影響を受けて従来の封建的な社会秩序が打破られ近代的な社会に改革されていった時期」（国立国語院標準国語大辞典〈<http://stdweb2.korean.go.kr/main.jsp>〉最終閲覧2018年4月1日）を意味する。
- 30) 但し、登録文化財の建築物の位置する敷地に対し建蔽率と容積率の特例が認められた場合（法第57条）や登録文化財の管理・修理のために補助金を受けた場合（法第51条）などの現状変更は、申告ではなく「許可」の対象となる。
- 31) 登録文化財制度の新設以前に近代の建造物や施設物が全く文化財保護法の対象にならなかったわけではない。「記念物」のうち「歴史的・学術的価値が大きい」もので、「歴史時代の社会・文化生活を理解する上で重要な情報を有する」もの、「政治・経済・社会・文化・宗教・生活などの各分野でその時代を代表したり希少性や象徴性の優れた」もの、「国家の重大な歴史的事件と深いかわりを有する」もの、「国家に歴史的・文化的な面で大きな影響を及ぼした著名な人物の人生と深いかわりを有する」ものという基準のいずれかを

満たす文化財は「史蹟」に指定された。李惠珉の調査によると、2000年3月現在、29件の近代建築物が史蹟に指定されていた [李惠珉 2002: 20]。

- 32) 本研究の報告書『近代文化遺産の保存と活用方案に関する調査研究報告書』[1999]は、「韓国の近代史は伝統と現代を結ぶ架橋として、韓国史に一線を画した重要な歴史的時期」[1]という言葉から始まっており、既述した文化財庁による登録文化財制度に関する説明の基になっていると考えられる。なお、本研究の目的は「日本を事例にして近代文化遺産を指定するまでの経緯と過程に対する調査とともに、実際に施行されている近代文化遺産の保護施策、保存と活用方案を検討して我が国(韓国)の近代文化遺産の保存に対して今後の政策方向を示す」[1] ことにあった。
- 33) 尹一柱は1985年に亡くなるまで韓国の近代建築に関する調査研究を精力的に行った。その成果としては「韓国現代建築の形態の類型に関する考察」(『成大論文集』16、1971)、「洋式建築流入時期における韓国人建築家の活動とその作品に関する調査研究」(『成大論文集』16、1980)、「韓国開化期の洋屋建築に関する調査研究」(『建築』26-4、1982)、「1910~1930年代2人の外人建築家について」(『建築』29-3、1985)、「韓国における近代建築の発展」(『建築』30-2、1986)などが挙げられる。
- 34) 朝鮮王朝第22代王の「正祖」(1752~1800)が1794年から1796年にかけて築城した。「水原華城」という名称で1963年に「史蹟」第3号に指定された。
- 35) 「争点 このように考える：旧朝鮮総督府庁舎の撤去」『ハンギョレ新聞』1991.6.21、12面。
- 36) 民族建築論を主張する金鴻植は「我々の正宮を塞いで立つ旧朝鮮総督府庁舎」は「韓国民を抑圧するための帝国主義—殖民主義の建築に過ぎない」[金鴻植 2006: 158] ため、取り壊しは正しい判断であったと評価した。
- 37) 2009年1月22日に張世煥を代表にして韓国の国会議員20名が「文化財保護法一部改正法律案」(議案番号3619)を国会に提出した。要するに「文化財は歴史的・文化的に民族のプライドと正統性を表現」するものでなければならぬため、「日帝強占期」の建築物を文化財として認定することは韓国民族の「矜持と自尊心を傷つける」ことになる。そのため、法律を改正すべきという主張であった。これに対し、韓国建築歴史学会は『建築歴史研究』第18巻第2号に「文化財保護法改正案に対する反対声明書」と題した抗議文を載せた。この声明書によると、歴史的出来事に対する「歴史的評価はそもそも固定的なものではなく時代によって変わる」ものであるため、近代史や近代の文化的遺産をいまの物差しで評価してはならない。「日帝強占期は克服の対象であり忘却の対象ではない」という反論が行われた。
- 38) 「ソウル市政開発研究院」オンライン百科事典『doopedia』(<<http://www.doopedia.co.kr/>> 最終閲覧2018年4月22日)。

- 39) 「人間化時代 7 短見 拙速の都市計画」『京郷新聞』1990.2.20、17 面。
- 40) 「社説 尚古精神と破壊的風潮：文化財の保存・都市計画に猛省を求める」『京郷新聞』1974.10.24、2 面。
- 41) 「鉄道沿線 162 村落の聚落構造の改善」『毎日経済新聞』1982.2.18、11 面。
- 42) 「四大門」とは、朝鮮王朝時代の都城を築城する際に「漢陽」（現ソウル市）の東西南北に立てた 4 つの城門（興仁門・敦義門・崇禮門・肅清門）のことである。
- 43) 「韓屋民俗景観地域に保存」『京郷新聞』1976.9.28、7 面。
- 44) 「言葉だけ先走った韓屋保存地区指定」『東亜日報』1980.4.26、6 面。
- 45) 「韓屋地区内洋屋、改築時韓式に」『京郷新聞』1981.5.23、6 面。
- 46) 「韓屋保存地区 4 種美観地に指定」『東亜日報』1983.2.28、10 面。
- 47) 「8 年間各種規制により不満爆発」『京郷新聞』1990.4.24、14 面。
- 48) 「嘉會三清洞韓屋地区『保存』『解除』攻防」『東亜日報』1991.4.10、21 面。
- 49) 「嘉會三清 韓屋保存地区解除」『京郷新聞』1991.5.25、13 面。ソウル市は、解除の代わりに「無分別な開発を防ぐために住民自治組織の結成」を促し、その結果、「北村づくりの会」が発足した（「嘉會・三清洞住民が環境改善に取り組む」『東亜日報』1991.8.16、12 面）。
- 50) 「定都 600 年ソウル再発見 〈1〉」『東亜日報』1993.4.1、13 面。
- 51) 「都市景観」については、大韓建築学会が 1992 年『建築』に特集を企画し、関連論文を掲載した。都市計画における「景観」の重要性が述べられているが、特に申基喆は、ソウル市が歴史的景観を大切にするのであれば「朝鮮総督府庁舎」の取り壊し計画を再考すべきであると指摘した [申基喆 1992]。以後、同学会は再び「歴史的文化的環境の保全と再生」と題した特集を組んだ。その中では「歴史文化環境」が、積み重ねられた人々の暮らしと記憶を盛る器として価値づけされた [조대성 1996]。

## 引用・参考文献

- 荒井信一 2012 『コロニアリズムと文化財—近代日本と朝鮮から考える』東京：岩波書店
- 岩本通弥編 2013 『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』東京：風響社
- 大橋敏博 2004 「韓国における文化財保護システムの成立と展開—関野貞調査（1902 年）から韓国文化財保護法制定（1962 年）まで」島根県立大学総合政策学会『総合政策論叢』8、176～191 頁
- 金賢貞 2012 「『近代文化都市』韓国群山市の負の遺産とまちづくり—植民地時代の建築物の記憶と評価をめぐる 1990 年代末以降の変化に注目して」『日本民俗学』

269, 35 ~ 66 頁

- 2017 「現代韓國における植民地遺産と近代觀光—『九龍浦近代文化歴史通り』を事例に」『日本民俗学』292, 29~60 頁
- 鈴木正崇編 2015 『アジアの文化遺産—過去・現在・未来』東京：慶應義塾大学東アジア研究所

- Bandarín, Francesco. 2003. *World Heritage papers 5 Identification and Documentation of Modern Heritage*. Paris: UNESCO.
- Huysse, Andreas. 2003. *Present Pasts: Urban Palimpsests and the Politics of Memory*. Stanford: Stanford University Press.
- Tunbridge, J. E. & Ashworth, G. J. 1996. *Dissonant Heritage: the Management of the Past as a Resource in Conflict*. West Sussex: John Wiley & Sons.
- Waterton, Emma. 2010. *Politics, Policy and the Discourses of Heritage in Britain*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

〔韓国語単行本・論文〕

- 姜嫻 1992 「텍스트 (Text) 로서 과거 건축과 건축사 해석에 대하여」『建築歴史研究』1-1, pp. 255~266
- 金東旭 1990 「韓国建築史研究 30 年：朝鮮～近代」『美術史学研究』188, pp. 175~190
- 1995 「광복이후 건축사학의 전개와 일본 식민의 영향」『建築歴史研究』4-2, pp. 117~121
- 2003 「20 세기 건축사학의 전개」한국건축역사학회 편 『한국 건축사 연구 1』서울: 발연, pp. 25~58
- 金蘭基·尹道根 1987a 「日帝의 住居遺産과 美軍政期 住宅事情 考察 (I)」『大韓建築學會論文集』3-5, pp. 59~66
- 1987b 「日帝의 住居遺産과 美軍政期 住宅事情 考察 (II)」『大韓建築學會論文集』3-6, pp. 79~87
- 김수정 2006 「등록문화재 등록 제도의 문제점과 개선방안: 서울시를 중심으로」『서울학연구』27, pp. 63~84
- 金晶東 1987 「韓國近代建築의 再照明 (I)」대한건축사협회 『建築士』5 (통권 218), pp. 40~49
- 1992 「한국 近代建築 206 편의 참고문헌: 開港에서 分斷期까지의 相續因子」『建築歴史研究』1-1, pp. 351~361
- 1995a 「건축단상 이제 동남아 건축에 몰입해야 할 시간」대한건축학회 『建築』39-2, pp. 4~5
- 1995b 「건축물은 소유주의 것이나 외관은 그의 것이 아니다: 일본 근대건축

- 물, 보존의 테마」대한건축학회 『建築』 39-7, pp. 46~51
- 2003 「근대 건축사의 연구」 한국건축역사학회 『한국 건축사 연구 1』 서울 : 발언, pp. 389~397
- 김정신 1993 「한국 근대건축에 있어서 양식의 전이과정」 『建築』 37-3, pp. 22~24
- 金志成 2005 『近代建築物의 保存・活用을 위한 登録文化財制度에 관한 研究』 忠南대학교 산업대학원 건축공학과 건축계획전공 석사논문
- 金鴻植 1972 「實學 建築思想 研究」 『建築』 16-1, pp. 52 ~ 59
- 2006 「한국 현대건축에 관한 건축사학론」 『건축역사연구』 15-1, pp. 157~162
- 都映州·尹一柱 1963 「1910年以前の釜山の洋風建築(建築誌其一)」 『향도부산』 16, pp. 233 ~ 302
- 박혜인·김현섭 2010 「조선총독부청사 철거문제를 통해 본 한국건축계의 의식변화에 관한 연구」 『大韓建築學會論文集 計劃系』 26-10, pp. 217~224
- 申基喆 1992 「世宗路邊 歷史景觀 回復을 위한 小考」 『建築』 36-1, pp. 72~81
- 禹東善 2005 「등록문화재제도와 근대문화유산 목록화 조사보고서」 대한건축학회 『建築』 49-12, pp. 115~122
- 이상현 1999 「근대건축의 개념에 대한 비판적 소고 : 기능(술)주의, 형식주의, 예술주의와 전망」 『建築歷史研究』 8-1, pp. 53~62
- 李惠珉 2002 『近代建築物의 保全과 活用을 위한 現況에 關한 연구』 홍익대학교 건축도시대학원 건축설계전공 석사학위논문
- 李熙奉 1992 「韓國 建築歷史 연구의 批判과 方向摸索」 『建築歷史研究』 1-1, pp. 240~254
- 조대성 1996 「도시개발과 역사문화환경」 大韓建築學會 『建築』 40-7, pp. 20~23
- 조혜정 1995 「식민성 개념의 근대적 / 탈근대적 맥락」 『建築歷史研究』 4-2, pp. 111~116
- 崔相哲 1993 『서울都市計劃(1966년 기본계획-2000년 장기구상) 한 계획가의 체험과 교훈』 서울시정개발연구원
- 〔韓國語定期刊行物・研究報告書〕
- 문화전략연구소 편 2006 『문화재 활용을 위한 정책기반 조성연구』
- 文化財管理局 1988~1999 『文化財管理年報』 第1号~12号
- 문화재청 2000~2014 『문화재연감』
- 문화재청 2001 『근대문화유산 보존을 위한 등록문화재 제도 안내』
- 2007 『문화재 활용 가이드 북』
- 2011 『2011년도 등록문화재 길라잡이』
- 문화재청 보존정책과 2009 『사적 지정제도의 개선방안연구』
- 서울시정개발연구원 1993 『서울市 都市景觀 管理方案 研究 (I) : 景觀行政의 政策

方向設定』

—— 1994 『서울市 都市景觀 管理方案 研究 (Ⅱ) : 서울市 都市景觀基本計劃 수립』

—— 1997 『서울市 도시경관 관리방안 연구 (Ⅲ) : 경관지구의 운영 방안』

서울특별시 (發行年不明) 『서울 600 년사업계획 : 1394-1994 · 새로운 탄생』

충북대학교 법학연구소 2002 『韓國 文化財保護法の 發展過程과 整備方向』 문화재  
청

## Cultural Property Protection Policy and the “Modern Era” in South Korea: Focusing on the Creation of the “Cultural Properties Registration System”

Hyeon-Jeong KIM

By the end of the 1990s most Japanese colonial architecture, ranging from Japanese Shinto shrines and Buddhist temples to government buildings, had been excised from the Korean landscape, leaving a historical gap in the architectural history. Some Japanese colonial buildings were demolished to symbolically regain Korean sovereignty, while others remained in use due to financial considerations.

The Cultural Property Protection Law (*munhwajae pohopôp*) of South Korea which was legislated and announced to preserve and utilize cultural properties in 1962, did not regard cultural products invented through human cultural activity during the modern era including the Japanese colonial era as South Korean cultural properties. However in 2001 through the amendment of the Cultural Property Protection Law, the “Cultural Properties Registration System (*tŭngnok munhwajae chedo*)” was enacted and made it possible to register cultural products created through human cultural activities of the modern era including the Japanese colonial era as national cultural properties.

This article explores how modern cultural products could be treated and registered as South Korean national cultural property, which are characterized as “the treasures of wisdom of life with the living spirits of a nation,” the “essence” and the “foundation” of a “national culture.”

Firstly, the paper examines the institutional change of the Cultural Property Protection Law, shifting from the old institution of the Japanese colonial era to a

guard protecting the national culture. Secondly, the paper considers the details and characteristics of the Cultural Properties Registration System. Thirdly, this paper analyzes how the South Korean discipline of architecture has comprehended and valued the modern architecture and the modernity of a nation focused on Japanese colonial architecture. Finally, this paper considers the urban planning of Seoul and its change of paying attention and prioritizing the emphasis of the historical (cultural) landscape. In doing so, it will simultaneously make some specific links with the change of the Cultural Property Protection Law and the creation of a new national property of the modern era, including the Japanese colonial era as being discursively reproduced within the heritage sector.